

新たな特殊自動車の排出ガス規制の検討について

ブルドーザ、フォークリフト等の特殊自動車の排出ガス規制については、平成 15 年 10 月から規制が導入され、18 年 10 月から逐次規制強化が行われているところである。これについて、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第六次答申）」において、ディーゼル特殊自動車について、2010 年頃の達成を目標とした新たな低減目標について検討し、その際には、新たな排出ガス試験法の導入についても検討することとされている。また、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の附帯決議として、特殊自動車の排出ガス規制の検討に当たっては、国際的な基準調和の推進等に取り組むこと等が決議されている。

このため、新しい特殊自動車の排出ガス規制について、中央環境審議会において検討を進めていくこととする。

1. 過去の答申及び我が国の規制の経緯

【特殊自動車における排出ガス規制の導入】

○中央環境審議会第 2 次答申（平成 9 年 11 月）

公道を走行する軽油を燃料とする特殊自動車（ディーゼル特殊自動車）について排出ガス規制を平成 16 年までに導入する旨答申（その後、第 4 次答申において、導入年次を「平成 15 年まで」に変更）

○ディーゼル特殊自動車に対する排出ガス規制の導入（平成 15 年 10 月）

【排出ガス規制の強化と規制対象の拡大】

○中央環境審議会 6 次答申（平成 15 年 6 月）

- ・公道を走行するガソリン・LPG を燃料とする特殊自動車（ガソリン特殊自動車）を規制対象として追加、公道を走行するディーゼル特殊自動車の規制強化を実施するとともに、公道を走行しない軽油、ガソリン・LPG を燃料とする特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対する規制導入について検討する旨答申。導入時期は燃料種別、出力区分に応じて平成 18 年～平成 20 年
- ・ディーゼル特殊自動車の排出ガスについて 2010 年頃を目標とした次期排出ガス規制の検討を行う旨答申

○公道を走行しない特殊自動車に対して排出ガス規制を導入するための「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」が成立（平成 17 年 5 月）。

その際の附帯決議として、特殊自動車の排出ガス規制の検討に当たっては、国際的な基準調和の推進等に取り組むこと等が決議されている。

○オフロード特殊自動車等の排出ガス規制の導入等（平成18年10月～）

- ・ オフロード特殊自動車の排出ガス規制の導入
- ・ 公道を走行するガソリン特殊自動車の排出ガス規制の導入
- ・ 公道を走行するディーゼル特殊自動車の規制強化

2. 欧米における規制状況

欧米においては2011年から開始される予定の次期規制が発表されている。この際の試験法としてはN R T C（過渡モード）、8モード（定常モード、現在の我が国の排出ガス規制に用いられているモード）が使用されることとなっている。

3. 今後の中央環境審議会における検討について

①検討背景

- ・ 中央環境審議会6次答申において、特殊自動車の排出ガス規制強化の検討を行うことが指摘されている。
- ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の附帯決議において、特殊自動車の排出ガス規制の検討に当たっては、国際的な基準調和の推進等に取り組むこと等が決議されている

②具体的な検討方針

以下の事項を中心に自動車排出ガス専門委員会において検討していただく

- ・ 特殊自動車の新しい排出ガス試験法（試験モード）の検討

日本では、現在、定常サイクルで規制を行っているが、新しい排出ガス試験法の検討を行う。検討に際しては、欧米ではN R T Cを採用する方向であることから、日本の次期排出ガス試験法としてN R T Cの採用が可能かどうかを検討する。

現在、新試験法の検討に必要な基礎的な知見を得るための調査を、「特殊自動車排出ガス試験法導入調査検討会」（座長：塩路昌宏京都大学教授）において実施しており、今年度内に取りまとめ予定。

- ・ 規制値の検討

新排出ガス試験法決定後、新規制値の検討を行う。